

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第二係
作成時期	平成 28(2016)年度
保存期間	5年
保存期間終了時期	平成 33(2021)年度末

国 関 整 技 管 第 1 5 5 号
平 成 2 9 年 1 月 1 6 日

局内関係各課長
関係各事務所長 様

企 画 部 長
[公 印 省 略]

業務推進審査会の設置について（通知）

業務の品質確保に向けての取組みについては、平成28年5月24日付けで事務連絡「平成28年度「設計業務等の品質確保対策」の取組について（依頼）」を通知しているところですが、そのうち受発注者のコミュニケーション円滑化に関しても今後更なる取組が求められているところです。

今般、土木設計業務等の実施に際して、実施内容や履行期限等の変更を要する場合の対処について、その手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を図るため、別紙の運用方針に基づく業務推進審査会の取組を実施することとしたので通知します。対象業務について適切に運用し、業務の円滑な実施をお願いいたします。

別紙 : 業務推進審査会 設置運用方針